

平成27年白浜町議会第1回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成27年3月13日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成27年3月13日 10時01分

1. 閉 議 平成27年3月13日 15時46分

1. 延 会 平成27年3月13日 15時46分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	瀬 見	幸 男	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	田 井	郁 也	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	中村 貴子	住民保健課長	三 栖 健 次
生活環境課長	坂本 規生	観光課長	古 守 繁 行
建設課長	笠中 康弘	上下水道課長	堀 本 栄 一
国体推進課長	廣畑 康雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇 孝男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課副課長	榎本 崇広		

1. 議事日程

日程第1	報告第2号	専決処分の報告について
日程第2	報告第3号	専決処分の報告について
日程第3	議案第4号	専決処分の承認について
日程第4	議案第5号	専決処分の承認について
日程第5	議案第6号	専決処分の承認について
日程第6	議案第7号	土地の貸付について
日程第7	議案第9号	白浜町テニスコートの指定管理者の指定について
日程第8	議案第10号	白浜町椿地域振興施設椿はなの湯の指定管理者の指定について
日程第9	議案第11号	白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第12号	白浜町行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第13号	白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第12	議案第14号	白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第15号	白浜町報酬及び費用弁償等条例等の一部を改正する条例について
日程第14	議案第16号	白浜町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第17号	白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第18号	白浜町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第17	議案第19号	白浜町立幼稚園条例及び白浜町立保育園条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第20号	白浜町保育園保育の実施に関する条例を廃止する条例について
日程第19	議案第21号	白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第22号	白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び白浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例について

- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 白浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 白浜町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 白浜町白浜駅前駐車場条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 白浜町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度白浜町一般会計補正予算（第 9 号）議定について
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 追加日程第 3 3 議案第 4 7 号 白浜町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第 3 4 議案第 4 8 号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第 3 5 議案第 4 9 号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第 3 6 議案第 5 0 号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 9 ・追加日程第 3 3 から追加日程第 3 6

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成 2 7 年第 1 回定例会 4 日目を開会いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

去る3月2日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に、13番 玉置 一君、副委員長に14番 丸本 安高君と決定しましたので、ご報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について

○議 長

日程第1 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

6番 長野君

○6 番

事故の関係なんですけれども、前回も言わせていただいたんですけれども、これを見ますれば、だろー運転、大丈夫だろーというような感じで運転をされておると思うんですけれども、その中で、前回も申しあげましたように各課にどのように周知されているのか。そして、職員の皆さんとのミーティング等々をどのようにされているのか。前回では各周知徹底を図るふうに聞いておりましたけれども、どのようにされているのか、お聞きしたい。

そして、この車両については約1カ月ぐらい、その駐車場にずっと置いたままになっていたと思うんですけれども。

以上、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副 町 長)

各課への周知につきましては、私の名前で各課長に公用車の運転についての安全運転の周知、それから、朝礼時に、毎朝朝礼しておりますけれども、課長のほうから外に出かける場合、公用車で運転する場合は十分気をつけるようにと、毎朝朝礼時に職員に訓示するということ、文書を出してございます。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外 (観 光 課 長)

長野議員のおっしゃっているのは、裏の駐車場のほうにということ、修理をせずに置いていたということの件でございますか。走行には特段支障がございませんでしたので、いろいろな日程の関係、それから修理工場等との関係で、若干修理のほうがおくれたということでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第2号は以上です。

(2) 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について

○議 長

日程第2 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第3号は以上です。

(3) 日程第3 議案第4号 専決処分の承認について

○議 長

日程第3 議案第4号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

11番 古久保君

○11 番

ちょっと関連してですけど、この専決処分、余りにも、私が3月に当選させていただいて、議員にさせていただいて、今までできますけれども、大概、この議会の席で専決処分が多過ぎる。この1年間にどれだけあったのか。

それとこの看板。これ、この間、白良浜、一般質問させていただくときに、ちょっと散策したのですけれども。そのときにも、足湯のところに看板外して連ねて、その上へ三角コーンを置いて、そのまま置いたことがあったのです。それをきのう、見に行きましたけど、そのときには片付いていましたけれども。あれ、何日ぐらい置かれたのか。あのときは風もかなり、明るる日ぐらい強かったと思うのです。ああいう行為。あれは道路の際ですので、もし、こういう事故が起こったときに、観光客ないしは住民に車じゃなしに、物損じゃなしに、人災になる危険性があるので、ああいうところの行為を仕事を徹底して、やっぱり今、副町長からの答弁もありましたけれども、やっぱり職員の皆さんに末端まできちっとご指導いただけるように。これはお願いです。よろしく申し上げます。

○議 長

専決処分、何件あったのか、ざくっとした感じでもわかりますか。

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

ちょっと手元に資料がございませんので、調べまして報告させていただきます。

○議 長

安全に対する対応についてはどういうお考えでしょうか。

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

議員おっしゃられた看板が、ちょっとどの部分かわかりませんが、白良浜周辺ということでしたら。

○議 長

11番 古久保君

○11番

足湯の道路側、白良浜の、しらすな。しらすなの足湯。足湯があつて、道路があつて、歩道があつて、そのちょうど道路際に重ねて置いてました。あれ、5～6枚あったと思うよ。その上、三角コーンだけの重しなんです。あれでは風が吹いたら飛ぶと思う。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

ありがとうございます。ご指摘の点、ごもつともだと思しますので、そういったところを細かなところまで配慮したことで今後徹底させていただきます。よろしくお願いします。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

（4）日程第4 議案第5号 専決処分の承認について

○議 長

日程第4 議案第5号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

(5) 日程第5 議案第6号 専決処分の承認について

○議 長

日程第5 議案第6号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

3番 辻君

○3 番

これで一応、掲示板の飛散ということで、3点目になりますけれども。今後、気をつけなあかんということの中で、再度ご答弁いただきたいなというふうに思いますけれども。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この看板が飛んだということにつきましては、こういった強風の折、あるいは台風とかそういうものにかかわらず、やはり、事前にどこに保管するかということ、まずは総務課なら総務課で、徹底的に研究して、検討した上で、できれば風の及ばないそういった倉庫とか、中に、屋内に保管するということを基本としまして、ほんまに今はどんな突風が吹くかわかりませんし、竜巻が全国で起こっていますので、そういったことも視野に入れて厳重に注意するように指示したところでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

質問ではないんですけど、今、辻議員もおっしゃったように、結局、同じような専決処分が3件目ですよ。承認いただけますかということで、承認しているのですけれども、こぞって承認しているというような意味合いではないものですから、それだけのご了承いただきたいと思うわけです、私は。多分、ほかの議員もそういう形であろうかと思うんですけど、

やっぱりこういう問題が毎回毎回出てくるということが、ものすごく、何と言ったらいいのか。たるんであると言ったらいいのか、失礼な言い方ですけど。でも、そういう結果が出てきていることが実際、そういうことなんですから。

だから、先ほど、古久保議員もおっしゃっていましたがけれども、やっぱり、周知徹底するというか、もっと緊張感を持って職務に当たっていただきたいなということですから。僕はこの質問というか、このことについてはしばらく言うていなかったんですけども、3年ぐらい前に一度話させて、それから何人かの方が同じようなことをおっしゃっているわけです。だから、1人だけじゃなしに、議員、皆がそういうことを思っているということ、やっぱり、心にとめていただきたいなと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

おっしゃるとおりでございます。こういったことに関しましては、不可抗力では済まされないと思いますので、やはり緊張感、もっと危機感をもって、職員一丸となって取り組むといいますか、対応するべきだというふうに思っておりますので、今回のことを本当に肝に銘じて、職員とともに今後こういったことのないように、必ず結果の出るようにはさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

一応、皆さんのご意見もあったのですがけれども、私は保険の関係でちょっとお聞きしたいと思うんです。今の案件についても、町の過失割合が100%とこうなっております。そういう部分で保険ですべて対応されているんだろうと思いますけれども。さきの案件も含めてですよ、物損事故やから、そういう部分については保険を掛けられているというふうに思うのです。

交通事故の関係についても、やはり、副町長から話がありましたように、副町長みずからの各課に対する文書注意を出したということなんです、各課各幹部の方々は、朝のミーティングをどのように生かしていくのかと。前にも私、言うたと思うのですがけれども。ヒヤリハットの事例集をきちっとやって、これは先ほどの公用車の部分も当たっただけじゃないです。引きずったんでしょう。あれ、見たら。あれだけ傷つくということは、やはり、それこそ今三倉君が言ったように緊張感に欠けてあると思いますし、保険に入っているからというのじゃなくて、やはり、こういう部分についてのヒヤリハットの部分の朝のミーティングにおいて、こういうこと事例集を出して、きちっとやっぱり緊張感を持ったやはり指導をしていくべきではないかなと。幹部職員の皆さん、ひとつそこは肝に銘じて、やってもらいたいというふうに思うんです。

幾ら上から言うたって、やはり課を取り巻く、まとめていくのは課長さん方ですから、その点も含めて。保険の関係について、ちょっとお聞かせ願いたいと。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外(総務課長)

交通事故の場合も、先ほどの看板の場合も保険で補っております。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

定例会終了後、課長会の開催を予定しておりますので、再度、町長、私のほうから課長に、全職員に周知するよう徹底するように再度、全課長に申し伝えたいと、こういうふうに思います。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

町長、副町長、気を引き締めてということの指令を出すんですけれども、やっぱり各課長さんが朝のミーティングで、こういう事例に対して、こういうことやから、今後、こうしようなど。こういうふうにやっぱりせなんだら、民間会社は朝の朝礼でやっているんです。それも含めて。ほんまに事故が多過ぎる。ここは、ほんまに緊張感が足らんと思います。したがって課長さん方、必ず朝のミーティングでは、この事例に対して、どこが原因であったのか、やはり、そこらも含めてやはりヒヤリハットの事例集を出して、きちっと安全運転についての啓発をしてもらいたいと思います。回答は結構ですけれども。

保険の対応も含めてですよ、恐らく、こういう事故でもそうですけれども、交通事故でもそうですけれども、やはり件数がふえてきたら、保険料も高くなってくると違うかなと、こういう危惧をするんですよ。その点についてはいかがですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

保険が高くなるということはないと認識しております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

くだいようなんですけど、その事故を起こしたら、結局、前向きの仕事じゃなしに、後向きの仕事がふえるということですよ。ほんで、事故を起こしたときには1人だけじゃなしに、絶対、その担当の係というのもあるわけですよ。係もそのほかの仕事プラスそういう仕事がふえるということになりますよね。今回そういうことで、またくだいようになるんですけど、こういうような報告をするということは、要するにそういうことに、対策に対して、これだけの人が要らん時間を使いやるということになるわけですよ。やっぱり、そういうことも肝に銘じた中で、やっぱり取り組んでいただきたいなと思ったりします。

○議 長

緊張感を持って、各課に当たっては安全啓発等を含めてよろしく願いいたします。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

(6) 日程第6 議案第7号 土地の貸付について

○議 長

日程第6 議案第7号 土地の貸付についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

大分貸し付けしてから何十年と使っていただいている。そして途中でまた貸付坪数がふえている状況なんですけど、この地図を見ていると、非常に虫食いの中でいろいろと土地が分散している。白浜町が貸し付けている土地がまばらに分散しているんです。全体の中で。ここは白浜開発が持っている土地であり、この地図を見てもろたらよくわかるんですけども、同僚議員とも話をしておいたのですが、これ、一本化するというような、ひとつ、経費的には要るんですけども、集約する、等価交換等、そういった考えはないのでしょうか。非常にまとまったほうが、使い勝手。別にそこを造成するとか、そういう意味じゃないんですけども。わかりやすい。今後、そういうふうな方向で検討するとか、そういう考えはないですか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番外 (副町長)

今の玉置議員からのご質問なんですけれども、やはり、これ、民間の土地が中に入っているということで、これを町が例えば買収する。そういう、今のところそういう考え方は持っていない。おっしゃるように、全地を町有地にするほうが、最終的な、将来的なことを考えたら、そういうことも余りちょっと、ここでは言えませんが、全体を町有地にするほうが、最終、どういうふうになるかわかりませんが、処分なり、そういうときが来たらですけど、一番やりやすいかもわかりませんが、現在のところはそういう考えは持っていない。

○議 長

12番 南君

○12 番

関連です。

以前、アドベンチャーワールドの土地と町有地と交換したこともございますし、この貸し

付けの位置を見たら、買収というより、交換ですわね。お互いウィンウィンの関係にやりやすいようにも思うんですけども。まして、全然関係のないところでもございませぬので、町も株主の1人ですし、今、両者とも良好な関係にあると思うんですけども、話し合いがしやすい状況やと思います。今の今じゃなしに、ここ何年かの間に、お互い話し合って1つに固めるというのですか、そういう交換の方法もあると思うんですけども、その点どうですか。

○議 長
番外 副町長 林君

○番 外 (副町長)

今、南議員からのご意見ですが、一応、管財課のほうと検討を一度させていただきます。

○議 長
8番 楠本君

○8 番

これは質問でもないんですけども、これだけ地価価格が下がっていく中で、3カ年契約でこれだけ、現契約から177万2,199円下がっております。今後ゴルフ人口がどのようになってくるということは、やはり、この民間会社の経営手腕にかかわってくると思います。そうした中で、3月31日をもって、ビーチゴルフが閉まると、こういう話も聞いておりますが、やはり今後のゴルフ利用税もうちには入ってきますので、そういう部分ではますますの経営努力をした上で、頑張ってもらいたいというふうに思います。

したがって、この案については、減額については、この地価が下がっていくという部分については、致し方がないかなど。これは今、南議員が言われたように、アドベンチャーにもかかわってくるというふうに思いますので、そういう部分では町の財政も含めて、こういう見直しについてはやはり、何らかの格好で収益につながるような方策を相手の会社方とも検討してもらえたらありがたいと思います。これは要望にとめておきます。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結いたします。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結します。採決いたします。お諮りします。
議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第9号 白浜町テニスコートの指定管理者の指定について

○議 長

日程第7 議案第9号 白浜町テニスコートの指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第10号 白浜町椿地域振興施設椿はなの湯の指定管理者の指定について

○議 長

日程第8 議案第10号 白浜町椿地域振興施設椿はなの湯の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

参考までに、もし今数字がわかっておれば、もし発表できるのでありましたら、発表していただきたいと思います。この椿はなの湯さん、地元の方々含めて一生懸命、管理等含めて、そしてまた、集客に対して常日頃非常に頑張っていただいております、私も釣りもよくするんですけども、釣りのお客様も、よく椿はなの湯に入って、それで疲れを落として自分のところの家に帰るんやと、かなり遠方のお客様でありますけれども。

そういう中で、経営的には、詳しいところまで報告を受けておりませんが、多分、今のところでお聞きしましたら、ある程度順調にいらしているとお聞きしとるのですけれども、一応、経常収支的にはずっと大体どんなものであるのか。細かい数字は結構でございますけれども、おおむね、何とか黒字をしているとか。若干赤字っぽいというのか、少し損益分岐点をちょっと下回っているとか、そんな大ざっぱで結構でございますので、もし今この場で言えるのでございましたら、参考に発表していただけたらと思うのですけれども、どうでありますか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外 (農林水産課長)

決算の資料ですけれども、平成22年度には黒字でございまして、23年度には少し赤字になりまして、24年度にまたちょっと黒字になりまして、25年度は黒字になっております。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第11号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長

日程第9 議案第11号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8番

この条例については、いささかも反対するものではございませんけれども。一般質問の中でも鳥獣害被害に対する取り組みについては、十分されていると思うんですけれども、やはり、参考資料の39ページを参考にいたしますと、この鳥獣保護法及び管理及び指導の適正という法律の関係で、やはり今、現実に狩猟免許を持っている方が減ってきているという現状がございまして。そういう部分で、以前には町の職員がワナの免許をとる、一般の人もとるといような方で鳥獣被害に対する対策を立てたのです。けれども、今後、狩猟免許の保持者が少なくなっている中において、私もきのう裏の畑にサルが入られて、きのう日の暮れまでじっくりかかって、網を修理したんです。

こういう部分については、抜本的に何か解決策、方法をやはり県とも協議した上で、町としてもやっぱり、狩猟免許者の取得とか、そういう部分を考えてもらわんと、シカの頭数も昔は雌シカを撃ったらあかんということで、雌シカをとるようになってから大分減ったんですけれども、まだまだシカの数はかなりふえています。それも含めて、やはり県とも協議の上で、農林水産課としてはこの部分に対して、椿だけやなしに、市鹿野のほうでも丸本議員

が言われているように、高齢になって働く人の意欲がないようにならないような、そういうような町としての施策も考えてほしいなど。この条例の一部改正に関して、ちょっと要望しておきたいと思うんですけども。農林水産課としての取り組みがあれば、平成27年度に向けて、何か新しい目玉があるのかないのか。その点について、お伺いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

来年度に向けては、国・県との方向もあるのですが、狩猟期間中には有害の補助というのが出ていませんでしたが、来年度に向けては狩猟期間中も有害の補助をいただけるような格好で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11番

この関連なんですけど。この間の休みに、7時前の電車で、各停の電車に乗って、孫と一緒に行くつもりで白浜の駅で待っていたんです。そしたら、山のふもとに、白浜駅のホームのふもとにシカが1匹や2匹と違う。6匹か7匹ぐらいおった。本当、サファリにおるみたいな感じやなど。そのときに中学生もテニスの大会か何かがあつて、女の子ですけども、えらい喜んで、こんなところにシカが、本当に。5匹か6匹、あんなところに。びっくりしたんですけど。あの辺の何か報告は入ってますか。

JRの職員に聞いたんですけど、しょっちゅうおりてきますと言うてましたわ。だから、朝早かったから、あれ、おりてきたのかなとも思ったのですが、その辺の報告は入っていますか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

報告というのは、ちょっと聞いてございません。

○議 長

11番 古久保君

○11番

一遍聞いて、ちょっと対応を考えといて。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第12号 白浜町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第12号 白浜町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

14番 丸本君

○14 番

ちょっとお聞きしたいんですけども、この参考資料の48ページに今回の条例改正案は。

○議 長

44です。議案第12号です。

14番 丸本君

○14 番

12号か。間違えました。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第13号 白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例について

○議 長

日程第11 議案第13号 白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

14番 丸本君

○14 番

48ページ、参考資料に改正の趣旨ということで、人事院の国会及び内閣に対するという。人勧に基づき給料の改正をやると、こういうことでもありますけれども、昨年の12月議会でしたか、たしか人勧で給料の改正があったと思うんですけれども。そのときは、給料アップ改正だったと思う。今度は給料下げる改正案であります。

なぜ、この3カ月の間に上げたり下げたり、このようなことが行われるのか、ちょっとご答弁お願いします。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

昨年の8月7日付の人事院勧告なんですけれども、人事院勧告の中には2つ、大きい改正がございました。1つは民間給与との格差に基づく給与改定ということです。これにつきましては、昨年の12月に改定を行いました、条例改正を行いました。

もう1つ人勧の中で、給与制度の総合的見直しというのがございます。このことにつきましては、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するため見直しするというのと、それから、官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直し、こういうことが人事院勧告の中で示されております。

そういうことで、民間給与との格差是正、格差に基づく給与改定というのは12月の条例改正で行いまして、この給与制度の総合的見直しという部分につきましては、今議会で条例改正をお願いしているということでございます。

そういうことで、この給与制度の総合的見直しは、俸給表の見直しは平成27年4月1日に切りかえということで、今議会で条例を上げさせていただいたところでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

まことに恥ずかしい話なんですけれども、ちょっとお尋ねしたいのは、高校を出てすぐの初任給と、それから短大卒の初任給と、大卒の初任給はどのあたりに値しますか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

参考資料48ページの2、改正の内容のアのところ、初任給についてということで、大学卒、短大卒、高校卒と載っております。これにつきましては改正前、改正後、変更はございません。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

参考資料の48ページのイのほうの勤続年数による給料の大卒の関係について、大卒の10年目ってわかるんですけれども、20年目というのが一番お金のかかる時期なんです。子どもの教育や何かに。これ、7,100円改定額になっていますね。約2%となってるんですけれども。やはり、右肩上がりの俸給表じゃなくて、やはりこの部分に一番お金が要ると私は思うのです。

それで、民間においても、ここらはやはり、ずっと右肩上がりじゃなくて、若干しているところもあると思うのですよ。その点についての考え方はいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

この勤続年数による給料、イのところに出ている部分につきましては、各区分に属する職員の給料月額平均の額に近い給料表の俸給表をもとに作成しているということで、そういうことをつくったんですけれども、給料表、俸給表自体は国の行政職俸給表1というのを使っております。

人勧でこの表が改正されておりますので、それに基づいた給料になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

人勧に合わせて、やはりこの入社して20年目の方々も同じような俸給表に準じて、減額をした。こういう理解でよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

俸給表自体は人勧に基づいて、行政職給料表1、この俸給表に基づいているわけですが、実際、給料がどうなるかというのは、その職員の昇格もございまして、その辺は、またその辺で違ってくると思います。早く昇進していく職員もいますでしょうし、また、ちょっとおくれる職員もおるかと思っておりますので、その辺は一律にいきませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

ということは、国の人勧に基づいて、それは個人差は管理者になる方と、早くなる方と、それは差はあるのはわかるのやけれども、国の人勧に基づいた俸給表であって、県やとか、他民間企業は参考にしないで、そういう部分に準じてやっていると、こういうことですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

はい。町の独自の給料表ということじゃなしに、人勧に基づいた行政職俸給表1という、これに準じて、この表を使ってやっております。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

ちょっと質問します。このように、今回の場合は人勧で下げるというような方向性ですが、改正の内容で給与表の改定というところで、1番のところ激変緩和のため平成30年3月

3 1日までの間、現給保障を経過措置として設ける。こういうことで結局給料は変わらんと
いうことやと思うのやけども、この緩和措置を設けられる権限があるのは白浜町があるのか。

例えば、僕の聞きたいのは、人事院勧告が言うてきても、こっちの事情というものもあるわけ
ですわな、言いようによつたら。だから、それを唯々諾々と人勧が言うてきたから、県が
言うてきたから、下げんならんねということじゃなしに、地元の、白浜町の中でいろいろ考
えて、そういう措置ができると、こういうふうに解釈したらいいのかい。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

職員の給料につきましては、人事院勧告というのに基づいて決めております。ただ、決め
て、条例改正ということで出させていただきますが、これを議決していただくのは議会でご
ざいます。そういうことで、人事院勧告に基づいて町の職員の給料は考えていくわけですが、
それは条例、職員の給与等に関する条例の改正ということで、議会へ提案させていただきます。
そこで議決をいただくという形になりますので、その辺、ご理解いただきたいと思いま
す。

○議 長

1 3 番 玉置君

○1 3 番

よくわからないんやけれども。僕としたら、給料、今、民間も上げているという状況の中
で、2%上げたいんやという状況の中で、何で人事院が下げてるんやというのが、気持ち
の中にあるんですよ。それを、言うてきても、ここに激減緩和措置で30年までという規定
を決めているということは下がらんということやけれども、この規定を白浜町独自で決めら
れるのかと聞きやんね。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

給与につきましては、給与表を独自でつくられているような市町村もございます。白浜町
の場合は、白浜町に人事委員会を持ってございませんで、国の人事院だったり、県の人事
委員会の勧告、これに基づいて運用をかけさせていただいているということが根底にござい
ます。

合併のときに、給与表を給与表1号のほうに乗りかえまして、国の状況によって変わって
くるときに即時対応しようと思えば、やっぱり国の給与表と同じような形で給与表をつくっ
ておかないと、個々でいろいろな事務処理が出て来るということで合わせていただいて、運
用をかけさせていただいてございます。

今回の総合的見直しにつきましては、これまでも人事院のほうも全国の平均といいますが、
そうした給与で給与表をつくっておったのですが、総合的見直しの中で地域的に低いところ
をベースとして平均をとって、あとは地域手当、手当という形で増していくという考え方が、
根本的に今回出された部分でありますので、2%平均的に下がっていくというのは、今まで
の全国平均から給与の低い地域、地域格差が出てきますので、その部分について平均をとる
と2%ぐらい下がってくるということで、まずは白浜町においても当然、全国的にこの給与

表へ合わすのですが、合わした上で、地域格差があるところには、地域手当という手当で見
ていこうということで、東京のほうであれば、地域手当が上がったんです。給与は下がった
のですが、地域手当が上がったというような形でございます。

それで、あと、激変緩和措置ということで、現給保障ということになります。これについ
ては白浜町だけというじゃなくて、これも人事院のほうから激変緩和措置、これも示されて
おりまして、それも合わせて人事院に合わせて町もやっておかんと、これがやらないという
方法もできるのですが、これは町の考え方でできますけれども、やはり、すべて給与に関し
ては、国のほうで合わせておかないと、なかなか独自運用というのは非常に難しいというこ
ともありますので、この激変緩和措置についても、人事院から示されておりますので、今回
出させていただきますところでございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

ちょっとわからんので、教えてください。今、現給保障というのが改正の内容の1で説明
があるのですが、経過措置のこと。その下の2で、ここでは現給保障に適用期限を加え、
事実上の廃止と書いてますでしょう。ここら辺がちょっと、よくわかってないんですが。平
成18年以降の経過措置としていた期限というのは、これで切れるということか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

(2)のほうであると思うのですがけれども。これは先ほど申し上げましたように、合併の
ときぐらいに、これも給与表の改正がございまして、そのときも激変緩和措置があったわけ
です。それについては既に白浜町の中ではこれに対応する職員というのは既にいてないん
ですが、この制度を残す必要が既にないということで、条例から削除したいという考えでござ
います。だから、今回も給与表が見直されて、急に下がるという職員については、みんな下
がるんですけども、これを激変緩和措置かけて、今の給料は3年間見ますよということが
緩和措置でして、だから、定期昇給が上がっても来年も給料が上がらない人もいてるとい
うのですか、そういう形がこの激変緩和措置という形になります。

○議 長

7番 水上君

○7 番

今の説明だったら、合併のときに措置した(2)のことですけれども、これはそしたら、
この文言は要らないんじゃないですか。大変わかりにくくて、1のほうで現状、現給保障を
経過措置として設けるということは理解しました。その後に2が来るので、18年以降の既
に適用して、この廃止をして改正してきているということなんですよ、今の説明ですと。
だから、ここがすごくわかりにくかったのですが、そのところは今の説明受けて、2のと
ころは既に改正されているんだということの説明ならば要らないんじゃないかと思えます。

それと、施行してこの現給保障の廃止の改正。公布というのは、これはどう、いつになっ
てくるのですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

合併に合わせてということじゃなくて、合併の年、これも国の給与改正の関係で給与表が変わっておるのですけれども、そのときも激変緩和措置ということで、下の2の項目を条例化して激変緩和措置を行ったわけですが、これについては期限がなかったわけですが、これについて、今回、新たに給与表改正で激変緩和措置をするのですが、これについては30年3月31日までの間という期限が定まっております。片一方は期限のないまま残しておきますと、どちらがどうかという話になりますので、この期限のない、前につくった激変緩和措置については対象職員がないという現実もありますので、これを削ってわかりやすく条例を整備するということでございます。

この施行といいますか、この条例自体は27年4月1日からいきますので、前の激変緩和措置は、前の改正のときからずっと今も条例上は生きています。対象者は既にもいないという状況でございます。

○議長

7番 水上君

○7番

今の説明で承知しました。わかりました。順序立てて言うのであれば、平成18年以降のと説明のある2が、上に来るんじゃないかと。経過からすればですよ。それを聞いてやっとな得しました。だって、今、経過措置を置くを書いてながら、この経過措置を期限を加えるというのが納得できなかったんですよ。だから、今の説明を聞いたら、この18年以降のこの文言については、上に来て、それ以降のことで1の措置があるんじゃないかと思いました。いかがですか。

○議長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

議員ご指摘のように、説明の順番から言いますと、今回、制定したいということが大前提にございますので、この激変緩和措置を制定いただかなかつたら、この2番目の激変緩和措置をもしかしたら残しておかなければならないのかと。その順番の問題だと思うんですけども、先に廃止して、新たに制定をお願いするということもあろうかと思えますし、議員ご指摘の部分も十分わかりますけれども。順番の考え方の少し違いかなと思えます。

○議長

8番 楠本君

○8番

ちょっと基本的な考え方で、町長、副町長の考えを聞きたいんや。なぜかと言うたら、人勧というのはやっぱり民間ベースと比べて、公務員給料が高いということでしょうと思うんやけれども。19日の地方創生の問題もあるけれども、今、国は人勧、上で決めてきやるけど、地方は仕事があふえて、それで行革せえ、人を減らせと、こういうような方向の中で、やはり、仕事に見合う給料をきちっと保障していくのが、私は本来の姿だと思うんですよ。

そうした中で、今、副課長からも話がありました。これは国の施策でここで言うても仕方ないんやけれども。地域においての手当でせえと言いやるけれども。都市手当とか、寒冷

地手当や、昔はようけいろいろあったと思うんです。そしたら、白浜の民間給与と比べたら、役場の給料は高いですよ。白浜の今、民間で働いている人、年間、ほん少ないですよ。それと比べるということは、今、役場の職員は本当に一生懸命やってくれていると思うのやけども。やっぱり比べ方が問題であって、地方の部分と、国の部分と全然違うと思うのです。

そうした中においても、やはり、仕事に見合う給料をきちっと払っていかんだら、職員のやる気も気力も出てこんので、労働の対価というのはそういうものだと思いますよ。それについて、基本はやっぱり仕事に見合うきちとした給料を上げんだら、働く気力も出てこんと思うのや。それに、人勧がすべて、オールという考え方じゃなくて、そういう基本姿勢を持っておいてほしいなど、私はそう思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この給与に関しましては、やはり、民間とのまだ格差というのはあると思いますので、これ考え方はいろいろあるんですけども、町の職員の給料については、白浜町、かなり、そんなに全国的に比べてもそんなに高いというふうに思っておりません。

今、町の職員組合ともいろんな協議をしておりますので、労働条件の改善ですとか、あるいは給与面でのいろんな手当についても、いろいろとご意見いただいております。ただ、全国的に白浜町だけ、あるいは和歌山県内のほかの自治体が手当が特別に必要なのかどうかというふうな議論もございますので、なかなか、白浜町だけ突出して何か手当をつけるということは、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

ですから、今のところ、組合との協議の中でも、もちろん一進一退ありますけれども、できるだけ我々も誠意をもって、町当局としては対応しておりますので。今後、そういった民間との格差というのは、まだまだ私は民間のほうが低いと思っておりますので、町の職員はまだ恵まれている部分はあると思います。ただ、全体的に本当に仕事の内容、量によって、かなり今、機構改革をしておりますので、その辺のしわ寄せが町の職員にも一部いつているとは思いますが、その辺、全体のバランスを見ながら。やはり頑張る職員にはそれなりの対価といいますか。それを評価していくということは必要であろうかというふうに思っております。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

参考資料の48ページをお願いします。この改定率というのが出ておりますけれども、10年、20年、30年目の。この30年目というのは、大学卒についての給料の改定でありますから、50前半の方やと思っておりますけれども。いわゆる定年間際というのですか、57～58とか。この辺になったら、これ、表に出ておりませんが、幾らぐらいの改定率、下落率になるのですか。

それともう1つ。これは給料が下落することによって、落ちることによって、いわゆるボーナスとか、はね返ってくると思うんですけども。そのボーナスを含めたこれ、下落率であるのか。その辺、どうなんですか。

それで、もう1つ。退職金にもこれ、はね返ってくると思うんですよ、掛率の関係で。こ

の退職金の下落率は何%ぐらいになってくるのか。

この3点、お願いします。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

48ページのイに示している部分だと思います。これにつきましては、平均じゃなくて、大学卒業生で10年経過した人、20年経過した人、30年経過した人。この人がいてるかいてないかというのが大前提になりまして、いてまして、その方の給与を出せばこうなってくるということになりますので、それぞれ大卒で30年だから、この給料にくる。大卒で20年だからこの給料にくるということではなくて、現在存在している職員の中で30年目の人はこの金額になっておると。

それで、ご質問の退職近くなる55を過ぎて60とか、そのぐらいの歳になると、幾らになるのかと。一番高いところでどうなるのかというご質問だと思うのですが、余り個々の数字は申し上げられませんが、30年目で示している金額と同じぐらいの金額。課長で、6級は課長です。課長でこれぐらいの金額が最大になってくると。

今、課長も若い方もいらっしゃいますので、その方が今後上がってくれば、これよりは上がる可能性も十分秘めていますけれども、現在のところはこの辺が最大額になりますので、減額率としては大体2.2%とか、2.3%。それぐらいになります。

手当、ボーナスですね、一時金へ影響するのか、ちょっと後ほどお答えさせていただきます。

あと、退職金につきましては、減額後で計算するというようになってきますので、承知しているところでは、当然、退職金が下がるということになると思います。

一時金は少し時間いただきまして、後ほど。今すぐお答えさせていただきますので、お願いします。

○議 長

7番 水上君

○7 番

先ほどの町長の発言で、大変、重要なことというか、今後に向けた発言がありましたので、お伺いします。楠本議員も言われたんですが、仕事への対価。今、頑張る職員にはそれなりの対価が必要だと、町長、発言されました。その職員の評価とか査定とか、それに向けての、どういう、お口で発言するのは耳触りのいいことですし、今後に向けて、そうなるんだなと、今、聞きましたけれども、どういう方策の中で、それを進めていくのかということを確認しておきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この評価の仕方は、人事に対しての評価とか、いろんな職員に対しての給与面でのいろんな評価とか、それは当然、職級が上がってきますと、その評価につながりますので、そのあたりを人事の中で評価をしたいというふうに思っております。ですから、課長、あるいは副課長、係長、その以下、それぞれの当然、給料ございますので、その辺は、もちろん balan

スを見ながら、当然、今のある部分と、それから整合性があるのかどうか。この辺も常にやっぱり検討する必要があるかと思えますけれども。人事の面で反映をしていきたいなど。今までもしておりますし、その辺については今後も視野に入れて考えていきたいというふうに思っております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

そしたら、例えば、給与に、職員の勤労のその評価というのは、また別かもしれないんですが、給与に結びつくような評価を査定するのは、どういう、だれが評価するのですか。町長お一人で評価して、そこへという判断になるのですか。

○議 長

ちょっと、水上議員に申し上げます。関連の拡大に進んでいますので、最後に、その辺も町長含めて、考え方を述べていただきます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

管理職すべて、私がやっているわけではございません。管理職は副町長も含めて一緒にやっておりますし、当然、その下の職員については、総務課のほうでも課長、それから、管理職が見ながら、管理職からの報告を受けて、そしてまた我々が判断するというところでございます。

○議 長

答弁漏れがございましたので。

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

先ほど、丸本議員からご質問の一時金につきましては、現給保障後の額をベースに計算すると。

下がるというよりは、今の給料が保障されていますので、減額した後の金額じゃなくて、現給を保障した金額をベースに計算すると。退職金につきましては、減額した後がベースで計算されます。ただ、退手組合との関係がありますので、そこに経過措置が設けられているかどうかは、ちょっとまた勉強させていただかないとわからないのですけれども、そういうことでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。反対討論です。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

私は、この議案13号につきまして反対の討論をいたします。

人事院は2006年の賃金調査の対象を民の100人以上の企業から50人以上の企業へと広げて計算をしております。官の賃金引き下げを行ってきました。そうした中で、官

の賃金の引き下げを行ってきました。その結果、今日まで公務労働者を初め、民間にも賃金ダウンが進んだり、非正規化などが進み、貧困と格差の拡大が進んできました。これ以上の引き下げは職員の生活、地域消費にとってマイナスであり、白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例には反対をいたします。

○議 長

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第13号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第13号は可決されました。

議案審議中ですが、暫時休憩します。

(休憩 11時07分 再開 11時14分)

○議 長

再開します。

先ほどの11番 古久保議員の質疑の中で、専決処分の件数の問いがありましたので、答弁いたします。

番外 総務課長 田井君

○番 外(総務課長)

平成26年1月から12月の定例会・臨時議会を含めまして、その中で専決処分の報告、承認の件数について、報告させていただきます。報告が5件、承認が6件、計11件でございます。そのうち、事故の損害賠償に係る部分が、件数が報告で3件、承認で1件、計4件ございました。

以上でございます。

○議 長

続いて行います。

(12) 日程第12 議案第14号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第14号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

1点、お聞きします。今回の説明書の52ページ、今回の改正の趣旨。これはほかの庁舎及びその他公共施設の整備に必要な財源を積み立てる内容に改めるためと、そのように、改

正の趣旨を説明されてございますけれども、この「その他公共施設」とは、どういうふうな公共施設を指すのであるのか、具体的に教えていただきたいのです。その前段に51ページにもさまざまなそういった形の基金等がございますけれども、この中で補えないような、そういった公共施設のために今回の改正をされるのかどうか、それでありましたら、その他公共施設とはどれを指すのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思えます。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副町長)

庁舎の建築につきましては、当初予算の審議もいただくわけですが、基金積み立てを行うようになってございます。今回の改正につきましては、我々の庁舎建築の検討委員会の中で、できる限り公共施設を集約化できないかということも考えてございますので、今の溝口議員のご質問ございました、その他は何なということは、まだはっきりはしておりませんが、でき得れば庁舎の付近に公共施設を集約化したいというふうな考えがございますので、庁舎等というふうに今度改正をさせていただきたいということでございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

それでしたら、まず、この理由は、庁舎整備基金の名称及びそういった目的を改めたいと。私はすんなりと、最初はこの庁舎整備基金をもうちょっと積み立てをふやしてどうこうというようなご説明もあったので、ああ、そうかなと思って、詳しく考えましたら、今、副町長がおっしゃったように、そういった集約と。

そうになりましたら、本来のこの本庁舎以外にも、また集約化していこうとなりましたら、かなりまた、本庁以外の整備というのか新築、移転をする事業費に、それにまだプラスして、もう少し、通常考えてられる金額にまだ数億円になるのか、10億円になるのか、白浜町の庁舎及び、そういった集約化に対しては、事業資金がかなり莫大に、当初よりももう少しまたふえるような気がいたします。

しかし、提案理由の説明のときにもございましたように、庁舎の積立基金の今の白浜町の現状をお聞きしてましたら、ことしは5,000万だったと思うのですけれども。まだ10年後にでもまだ庁舎のそういった移転及び、副町長が申されましたそういった集約化の事業はまだほど遠いのかなというふうに思うのでありますけれども。せんだって、地元紙には田辺市さんなんかは結構な金額の10億単位かの金額が既に庁舎の新築のための基金が積み立てられているかのような記事もあったと思うんですけれども、その点からしたら、白浜町はかなり立ちおくれて、庁舎にはまだまだ数年どころかかなりの年月がまだ要るような気がするのですけれども。

一応、目標というのは、そこら辺は今のところで結構でございますけれども、どれぐらいの年度に位置づけられているのか。もし、それ、披露できるのでありましたら、あくまで目標で結構でございますので、もし今、それが決まっているようでしたら、教えてもらえませんか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

前にも一度、全員協議会で庁舎の関係をご説明させていただいたと思います。その時点では、基金を7年積んで、それから着手というふうな計画でございました。今、おっしゃるように庁舎等整備基金の積立額が今年度は5,000万上程させていただいておりますけれども、これは財政、いわゆる当初予算の編成時でなかなか1億というふうなことができなかったということもございまして、もし余剰財源があれば例えば補正予算をお願いするというところも考えられます。

ただ、それから51ページの参考資料の中に、地域振興基金というのが、これはいわゆる合併特例債を活用した10年間の積み立て。これは11億数千万円になることになってございます。それも活用もできますし、当然、財政調整基金もこの庁舎に運用することができますので、でき得れば計画通り進めていきたいと、現在のところは考えているところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

（13）日程第13 議案第15号 白浜町報酬及び費用弁償等条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第13 議案第15号 白浜町報酬及び費用弁償等条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

14番 丸本君

○14 番

ちょっとお聞きしたいと思います。教育長は、地方教育行政組織運営法17条においては、教育委員会の監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどると、このようになっておると思います。今は、教育長は、教育委員会の指揮監督のもとにあると思いますけれども、新教育長になれば、この指揮監督というのは町長にあるのですか。教育委員会にあるのですか。その点どうでしょうか。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

新教育長につきましては、教育委員とは別の身分になるということになっております。指揮監督といいますか、任命権、それから罷免権、そちらについては町長のほうで権限があるという形になります。

○議 長
14番 丸本君

○14 番

そしたら、今、教育委員会から選出というのか任命を受けて、そして教育長の職についておると。しかし、新教育長になったら、町長の任命になりそして、監督権はどう言われたのですか。監督権は、指揮、法律上の監督権は。今はですよ、今は教育委員会にあると。その根拠はこの法律17号。こううたわれておりますわね。新教育長になったらですよ、監督権はどこにあるのですか。指揮監督は。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

丸本議員おっしゃるように、現在は教育委員として任命をして、教育委員会の中で教育長のほうを専任させていただいております。それが町長の任命によって教育長が決まりますので、当然、町長の監督権になると考えてございます。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。反対討論です。
14番 丸本君（登壇）

○14 番

15号議案に反対をします。教育長は地方教育行政組織運営法17条では、教育委員会の指揮監督のもとに教育委員の権限に属するすべての事務をつかさどるとされております。地方教育法改定で、教育長と教育委員長を一本化した新教育長が設置されることとなります。15号議案は、それに伴う報酬及び費用弁償等の一部改正の条例改正案であります。現在は、教育委員会の指揮のもとにある教育長ですが、町長が任命する新教育長になれば、教育委員会の指揮監督権がなくなります。教育委員会は首長から独立した組織であり、条例改正案は教育委員会の政治からの独立性を奪うことになると思います。

国や首長が教育に介入する足掛かりをつくるものであると思われま。教育委員会を弱体化させ教育行政への首長の介入につながることになりかねません。したがって、賛成は致しかねます。ご賛同よろしく申し上げます。

○議 長
賛成討論はございますか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。異議がありますので、起立によって採決いたします。
議案第15号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数でございます。
したがって、議案第15号は可決されました。

(14) 日程第14 議案第16号 白浜町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第14 議案第16号 白浜町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第17号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第15 議案第17号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第18号 白浜町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議 長

日程第16 議案第18号 白浜町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

14番 丸本君

○14 番

先ほどの15号でしたか、これと関連した議案になると思いますけれども、いわゆる町長の、首長の指揮監督のもとに置かれると、このような答弁であったと思いますけれども、ならば、町長の下に新教育長が座り、その下に教育委員会があると。このようなことに、構図になると思うのですけれども、教育委員会の弱体化につながるのではないのかと。そのように思いますけれども、その辺についてどうでしょう。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外(教育次長)

一応、今回の改正におきましては、教育委員会の職務権限というものがございまして、これについては、現行の地教行法と改正後の地教行法と全く権限については、教育委員会に残る形になってございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。反対討論です。

14番 丸本君(登壇)

○14 番

15号に関連した18号の議案も、さきの15号の議案と同じく、地方教育行政法改定に

伴う条例の制定であり、反対します。理由としては、教育行政トップに首長が任命する新教育長が座ることです。教育行政への政治権力の介入が懸念されることとなります。よって、反対します。

○議 長

賛成討論はございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議案第18号について、原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第18号は可決されました。

(17) 日程第17 議案第19号 白浜町立幼稚園条例及び白浜町立保育園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第17 議案第19号 白浜町立幼稚園条例及び白浜町立保育園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 水上君

○7 番

参考資料から、幼稚園の授業料の改定で、一律から政令で定める額を限度とすると。これ、上限があるのでしょうか。ここに書いている額を限度とすると。この説明、お願いします。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外(民生課長)

この制度に入りましたら、認可保育園とか幼稚園も、上限、一応、イメージとして国のほうからも示されております。給付額を限度として市町村で定めることということなので、報告がおくれて申しわけないのですけれども、19日の全員協議会のほうで詳細の説明をさせていただきたいと思っております。現時点では今の額よりも上回るということはないようにというふうに考えさせていただいております。

○議 長

質疑を閉じることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

(18) 日程第18 議案第20号 白浜町保育園保育の実施に関する条例を廃止する条例
について

○議 長

日程第18 議案第20号 白浜町保育園保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第20号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

(19) 日程第19 議案第21号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第19 議案第21号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。反対討論です。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

私は、議案第21号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

年金支給の削減や消費税の増税のもと、これ以上の保険料の値上げに対して、これ以上の負担増は認められない。このように思います。このような中、この要支援1、2の軽度者への保険での切り捨て、これを容認していく。こういったことは認められません。そうしたこの軽度の人々、基本的に実体のない介護ボランティアなどの地域への丸投げをしていく。きわめて乱暴なやり方であります。したがって、議案21号について、反対をいたします。

○議長

賛成討論はございますか。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結いたします。異議がありますので、起立によって採決します。

議案第21号について、原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長

起立多数であります。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

（20）日程第20 議案第22号 白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び白浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長

日程第20 議案第22号 白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び白浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8 番

基本的に本案に賛成するのですが、参考資料の82の1ページ、2ページにかけてなんですが、前にも一般質問で、居宅介護のほうへ方針転換するということで、施設から居宅へという国の方針に介護保険制度が切りかわっていくということは、これはいたし方ないことやと思うのですが、やはり、この内容については逐次読んでいませんけれども、

新聞の改正点の主なものでちょっと私も見させてもらたときに、地域居宅にした場合の地域ボランティアを含めて、それだけの地域に、それだけの存在するスタッフ、さらには限界集落とか、いろいろあると思うので、そういう部分に対して、この地域へ返して、地域でみんなで見えていくということが、現実的に可能かなという部分を心配しているんですよ。

それで、参考資料の82ページにも小規模多機能型居宅介護とかについては、認知症の対応についても4つ、施設数が4つというふうになっていますけれども、認知症も。テレビでも認知症の方々の地域の支えというのですか、そういうのが報道されております。そういう部分に対してやっぱり、国の改正に基づいて白浜町のほうでもこういう提案になっているんだろうと思うんですけども。介護保険についてはかなり新聞、さらにはテレビのほうでも課題点が出されております。

そうした中において、地域の介護の専門家委員会の部分でも議論をされた上において、この提案になっているんだと思うのですけど。やっぱりそういう部分について、田舎のほうでも都市型と、白浜町においては若干都市型とほんまに田舎のほうで、介護する人、老老介護の人もあると思うんですよ。そういった場合にやはり、公のほうがどれだけ、支えていくかということが課題になってくると思うし。民間業者においても、やはり、交通費のかさむ、言葉は悪いですけども、余りもうけにならんところは入っていきにくいと。こういうやっぱり課題が出てくると思うんです。こういう部分について、心配する部分がありますので、課長のほうでも今後、やっぱりこういう部分について、きちっとした委員会のほうでも精査した上で、問題点のないようにしてもらいたいと思うんですよ。

それで、この参考資料の裏側の2ページのほうでも、ずっと書いてくれているんです。このとおりだと思うんですけども、やっぱり心配することは多くあります。そういう部分も含めて、きちっとやっぱり職員も大変だろうと思うし、地域で支えていくということは大変だと。私も後期高齢者に近づいてきているんですけども、そういう部分では今後の分について、国の介護保険がもたんということもありますけれども、地域においても大変だと思いますので、その点については十分やはり、介護保険審査会のほうでもきちっとした対応をしてもらいたいと、どういう討議がされているかということ、逐次聞く必要もないんだろうと思うのですけれども、問題点、一番問題点があれば、やはり、人・物・金、いわゆる人材が一番、私、不足してくると違うかなと思うのですけれども、その点についての考えだけ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

この新しい総合事業への給付のほうから地域支援事業への移行というのが、29年4月となっております。それに向けて、またその後の3つの事業につきましては、30年4月ということに、今回条例改正させていただくのですけれども、いずれにしても、すぐにぱっと変わるものではないので、まず、現在の資源の確認です。あとどれだけ今不足しているのか。どういう方にまた協力していただけるのかということと、人材を育成することがまず大事だと思いますので、そこら辺のところを今は社会福祉協議会と現場の担当レベルでの研究になっておりますけれども、27年度以降はそこにまだシルバー人材センターなりJAさんとか、いろんな団体にも入っていただきながら協議していく場を設けたいのと、介護保険のこの計

画策定委員の方々は3年任期になっておりますので、そちらの方にもご意見を伺いながら、検討していきたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第22号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

先ほど、議案15号につきまして、教育次長より答弁の訂正がございますので、これを許可します。

番外 教育次長 寺脇君

○番 外(教育次長)

丸本議員のご質問ございました、ちょっと私のほうで認識違いがございましたので、ここで訂正させていただきます。

中央教育審議会の答申の中で、案というのもございます、私、その案と今回の改正と、ちょっとテレコになっていた部分ございました。新教育長につきましては、教育委員会による教育長への指揮監督権は法律上、規定はされておられません。おりませんけれども、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものであるということになってございます。

ですから、先ほど町長の指揮監督権のもとと申しましたけれども、その部分については法律では明確にといいますか、法律では規定されてございません。ただ、これまで新教育長については、地方公務員法の適用がされないことから、教育委員会については教育長を懲戒処分することはできなくなるということになってございます。申しわけございません。

○議 長

そういうことでございます。よろしいでしょうか。

続きます。

(21) 日程第21 議案第23号 白浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第21 議案第23号 白浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第23号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

(22) 日程第22 議案第24号 白浜町地域包括支援センターの人員及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

○議 長

日程第22 議案第24号 白浜町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
7番 水上君

○7 番

制定の内容、参考資料からお尋ねします。第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合の職員数の定めがないために、今回、これを実情に合わせてということです。せんだっての説明の中では、白浜町の場合は7,769人、被保険者の数。そういうふうに報告を受けたかと思っておりますが、現状ではどういう設置状況になっているのか、人員配置になっているのか、それから今後、どうなるのか、それをお尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外(民生課長)

現在は、保健師が2名です。あと、主任ケアマネ、主任介護支援専門医、そちらが1人。社会福祉士が1名でございます。あと、日置川地域におきましては、社協へ委託事業としてランチというのを設定してもらっております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

それでは、その7、769人ですと、やはり現状とさほどこの改正があっても、配置は変わらないということになりますか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

27年度すぐにとすることは考えてはおりません。ただ、28年度以降、やはり、今後の地域包括ケアシステムの構築ということになりますと、在宅医療、医療と介護とかの全部、結んでいくことになったら、地域包括支援センターの存在が一番大きくなってきますので、どの職種をまたふやしていただくのかということも、今後、検討していきたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第24号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

（23）日程第23 議案第25号 白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第23 議案第25号 白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第25号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案審議中でございますが、暫時休憩いたします。

(休憩 11時53分 再開 13時00分)

○議 長

再開します。

(24) 日程第24 議案第26号 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第24 議案第26号 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 水上君

○7 番

これ、読ませてもらって思ったのが、つくもとのところにあるトイレ、ありますでしょう。あそこを南公衆便所というの、わかるんですけど。せっかく、つくもと公園、つくもと足湯があるのに、何で南、位置的に言えば、それは東西南北の南ですけれども。なぜその名称を外すかなと思いましたがけれども。その辺の考え方を聞かせてください。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外(観光課長)

もともとの名前が、3つとも白良浜公衆便所という表現でございました。それに、後ろに括弧書きというような注釈をつけているような格好になりますので、実際は白良浜公衆便所は3つあるというのを、3つ、後ろに括弧をつけてわかるようにしていたというふうな格好でございます。

それで、1つの考え方としては、やはり、浜の北側にあるもの、中央にあるもの、南というふうなことの位置づけで、まず、つくもとというのは地元の方でないとうからないというふうなこともあったかと思しますので、お客様にも北側にあるもの、中央にあるもの、南にあるものということで、表現をさせていただいたほうがわかりやすいのではないかという格好で、このような表現にさせていただいたところでございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

今の課長の答弁の中で、地元の方だけがつくもと、そうじゃないですよ。つくもと足湯を

設置しているじゃないですか。やっぱり、そこら辺の地域のその資源というか、そこら辺、ある資源と一緒に、あれ、同じ場所にありますから。だから、そのほうが教えやすい。例えば、案内する場合も、あっちに行ったら、つくもとの足湯あります。あそこにトイレがありますよ。今までに、あそこに公衆トイレができるまでが、町内会でも商店でも大変トイレを借りに来るお客さんが多くて、何十年と、あそこら辺にトイレがほしいと。三楽荘さんの下あたりも随分話があったのですが、何十年かかって、あそこにやっと公衆トイレができています。

つくもと足湯はちゃんとガイドブックにも載っていると思うのですがけれども、だから、そういうところと観光資源になっているところと一体化した名前のほうが、わかりやすいんじゃないかなと私は思いました。意見です。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

新設の富田坂の公衆便所については、これも長い間の課題でございまして、今回ようやく新設してくれるということなんです。うれしいことなんです。環境にやさしい部分ということの備えつけだろうと思えますけれども、これはくみ取りということにはならんだろうと思えますし、環境にやさしいような部分であるのか。その点について、いかがなんでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

おっしゃるように、こちらのほうのトイレにつきましては、環境にやさしいというふうな格好の中で、循環型の水洗バイオトイレというふうなことにしてございます。この施設の後ろに槽を埋めまして、それで雨水を循環リサイクルをして、槽を循環させるというものでございます。したがって、排水等も発生しませんので、この山のところに浄化槽法の適用、こういったものも適用外になるような施設をこしらえてございます。

以上です。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第26号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

(25) 日程第25 議案第27号 白浜町白浜駅前駐車場条例の制定について

○議 長

日程第25 議案第27号 白浜町白浜駅前駐車場条例の制定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

ちょっと料金のことでお伺いしたいのですが。ここに、1時間無料で1時間ごと200円というふうになっていますけれども、上限とか、いわゆる長期駐車とかそういったものへの対応はどのようになっているのでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

こちらのほうにつきましては、上限は設定してございません。それで、あくまで駅にお迎えに来たお客様、それから、商店街を一時的に利用していただくお客様を想定してございます。それで、ご要望としては、この駅前に電車に乗っていくようなお客様もとめられたら便利であるというふうなことは、あるとは思いますが、そういうお客様に対しましては、既存の開発公社の駐車場が隣接してございますので、そちらをご利用いただくということで、ここはあくまで一時的にご利用していただくというふうな前提の中で、逆に長期とめると、非常に金額がかかるというふうな設定にさせていただいたところでございます。

以上です。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

上限がないということは、仮に、知らずにとめていると、帰ってきたらすごい金額になっているということもあるので、その辺の告知を十分しておきたいなど。間違っているとめることのないように。今、観光課長が言ったように、長期の場合は向こうの駐車場に行くように、案内をきちっとしておいていただきたいな、そういうふうに思います。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

ご意見も踏まえまして、駐車場の隣接に注意書きの看板等々も設置させていただいて、その中で、そういった周知もしてまいりたいと考えます。

あと、もう1点、ホームページとか、こういったところにも設置に対しましての啓発をさせていただきますので、その中でも若干、その辺を触れさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第27号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

(26) 日程第26 議案第28号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第26 議案第28号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第28号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

私語をしないように。

(27) 日程第27 議案第29号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第27 議案第29号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第29号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

(28) 日程第28 議案第30号 白浜町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の制定について

○議 長

日程第28 議案第30号 白浜町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8 番

参考資料の113ページをお願いいたします。この件については、何回か同僚議員からの質問もありましたが、地元協議において、この部分についての説明会も終わっていると思うのですが、その分について、課題点とか要望点、そういう部分についての議案提出に当たって、問題点はなかったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外(建設課長)

地元説明会におきましても、この用途地域につきましては、皆さん、環境保全が望ましいというご意見が大半でございました。それに伴って、これのさきに行われました準都市計画区域の中で、いろいろと規制についてのご意見がございましたが、この用途の地域については、今のところは納得していただいていると考えております。

また、この用途につきましては、もしやっていって不便さを感じられたら、また地域の皆様よりまとまった意見等、都市計画審議会にまた諮ることができるので、変更も可能となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

こういうふうに土地に制限をかけていく場合、税金というのですか。そういうところは関係してくるのかな。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今回は準都市計画区域なので、税金はかかりません。都市計画税はかからないということです。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第30号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

（29）日程第29 議案第31号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第9号）議定
について

○議 長

日程第29 議案第31号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第9号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8 番

議案書の11ページをお願いいたします。農林水産費の県補助金の関係で、款が県支出金、項、県補助金、節が林業費補助金、136万5,000円の減額になっておりますが、白浜町における間伐について、お伺いしたいと思います。間伐については、富田事務所のほうでも鋭意、西牟婁森林組合と協議の上、されていると思うんですが、民間の地主の方々の間伐についての進捗やとか、そういう要望に対して、やはり今後ともやっていかなければならない課題であると、私は認識しているのですが、白浜町にも共有財産がございますけれども、共有財産の部分での間伐については必要がないのか。10年間切り捨て間伐で、負担金なしでやる事業が今も続いているわけなんですけれども、その点についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

今の間伐にかかる質問ですけれども、今、間伐について等、いろいろ西牟婁森林組合において、森林経営計画という中で、施業をしていると思うので、それについては西牟婁森林組合が主体となって、取り組んでおります。

それと、今回、補助金として、136万5,000円の減額というところなんですけれども、当初、西牟婁森林組合より平成25年10月の段階で要望がありました。当初で計上していたのですけれども、今年度に入って地権者の同意が得られない状況になり、事業を断念したということです。

この森林整備支援交付金については、事業主体が森林組合であり、目的としては翌年度までに森林経営計画を策定するというところでございました。補助金としてはヘクタール6,000円で、実施予定は227.5ヘクタールでございました。

事業が実施できなかった理由としては、要望時点では、森林所有者も計画策定に前向きだったのですが、当年度に入り、計画内容の更なる説明をするうちに、計画目標の達成が厳しく所有者として計画策定の同意ができなかったというところでございます。

以上です。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

わかってるんやけどよ、そういう部分では、森林施業計画の中で林業経営計画の中で、森林組合がやっているということは存じているんですけれども、これはあくまでも地元の要望だったり、それで地元の農林水産課を通じてやる事業でございますから、まだ民間の方でも、やはりしてほしいと。10年間、触れんけれども、切り捨て間伐できるんだったら、山の荒廃を防ぐためには必要であると、こういう希望する方もおるんですよ。

そういう部分では、農林水産課のほうもやはり森林組合との調整、また、山主の方々との調整をして、今言われたように、地権者の同意が得られなかったと、そういう方もありますけれども、なおかつしてほしいという方もあるということは、農林水産課のほうでも把握してもらいたいと思いますし、そういう部分で、補助金の返還ということじゃなくて、いっぱい使えるような仕事をしていただきたいと、これは要望にとめておきますから、よろしくお願ひします。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

ちなみに、この場合、要するに補助金を返還するわけですね。そしたら、来年度からまたとると、いただくというような場合になっての影響は及ぼさないのかということと。

それから、地元の方というのですか、同意が得られなかったということですから、やっぱりこれは受益者負担というのはかなり高額な金額が必要になるのですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

これについては補助金が、国が2分の1、県が4分の1、市町村4分の1ということでございます。そのうち、その分、町費としては予算計上してたんですけれども、申しわけありません。ちょっと調べさせてほしいのですけれども。

○議 長

休憩します。

（休憩 13 時 20 分 再開 13 時 21 分）

○議 長

再開します。

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

先ほどの話ですけれども、受益者負担は補助金になるとございませぬ。しかし、もし地元の山林を計画通りに実施できない、同意が得られない場合については、その所有者が補助金を返すということになります。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

農林課長、要はこれ、減額するという事は施工しなかったから出てきたわけでしょう。それには補助金がついてたわけでしょう。ほんなら、ついてたというのは、それは26年の今年度の補正で上がってきている話なんだけれども。27年度でこういう事業をするときに、改めて今回は補助金がついてあるのに戻しているわけやから、今度、くれるのか、くれんのかということ。継続事業であつてもなかつても、間伐の事業をした場合に、これ、戻すことによつて、そういう後々に支障を来さないのかということ聞きやるわけです。

それと、もし、何らかの理由で地元の同意が得られなかつたと、地元というか、この何とていうのか、その対象になる林業の方に。その場合に結局、その場合について、何らかの理由もあるでしょうけれども、その理由の中にやっぱり受益者負担というのが含まれるのかということ。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

補助金、今回、返すということになると、来年度に影響はないですかということなんですけれども、正当な理由でもつてあると思いますので、影響はないと思います。受益者負担はございませぬ。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

今、聞き損じたんですけど、結局、受益者負担のようなものはないという解釈でよろしいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

そうです。受益者負担はありません。

○議長

13番 玉置君

○13番

この14ページの農業水産業費という項目で、款で青年就農給付金というのがございます。これ、何年前から、2～3年前からやっている国の補助金だと思うのですが、これ、年月を切ったように思うのですけれども。1件当たり150万が3件と、225万が1件。たしか、あったと思うのですけれども。

それで、これ、今、補助金が出ているから、農家として就農できる。その間にもし、その農業が収益に乗らない、5年間やったけれども、いっつも農家として飯食っていけないよというときに、この制度が、就農支援制度が続くのか、見込みとしてですよ。同じようにやっていただけなのか。それとも、それは仮に国として打ち切った場合、町としてはどういうふうにかかわっていくのか。そういうところを考えているのか。ということが1点と。町のかかりですよね。

それともう1点。例えば、作物について、営農指導というか、農業指導というか、こういったものをつくったらどうですかというような指導をしておるのか。勝手にどうぞ、何つくってもらっても結構ですよと、そういうスタンスなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思うのですが。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

まず、町のかかりということなんですけれども、これについては目的として、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農の初期段階の青年就業者に対して、青年給付金を給付するというものでありますので、町としては申請が上がってきた時点では、書類で経営計画等を見ております。

町のかかりというのは、それに対するまた補助金ということになるのですけれども、申請に対する補助金という。

あと、農業の経営の指導なんですけれども、これについては今、私のところでは相手方がどういう作物をつくらとかはわかるんですけれども、そこを指導するということは行ってはおりません。営農指導についてはJA関係になるのかなと思うのですけれども。

今回、この712万5,000円についてですが、これについては平成26年12月27日閣議決定の地方への好循環拡大に向けた緊急対策として、平成27年度の事業を一部前倒しして本年度に支給するものです。これについては補助金100%ということになっております。

○議長

13番 玉置君

○13番

聞き方が悪かったのか知らんけど、国はいつまでもこういうふうに補助金を出してくれるのかなということを聞きたいんです。もし、補助金を打ち切られたときに、その農家がひと

り立ちできてたらいいんですよ。そら、それでいいんですけど、やはり、農業で飯を食っていけないときに、じゃ、ほんなら、白浜町は何かそういった手だてを考え、もし打ち切られたときの話ですけど。先々の話かもしれないけれども。いつまでもこの補助金が続くものかとは思にくいので、その辺、町のかかわりとしてはどのように考えておるのか。そのときが来たら、そのときに考えようというのか。それではちょっとやけれども。何か考え、あったら。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

これについては、青年の新規農業ということで、一番当初に入るときの補助の手だてということになっておりますので、長期に追跡という、最初に手助けをするというふうにとらえておりますけれども、その後の面倒というのか、後の状況はというのは、ちょっと、指導というのはやってないという現状であります。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

営農指導といいますか、営農申請者からいわゆる営農計画というのが出ます。それについて、計画書通り実行されてるか、あるいはされていないか。そういう場合の指導は行います。これを植えなさいとか、これをつくりなさいとかいう指導は行っていませんが、その計画書は、例えばレタスをつくるのやったらレタスが出てきますから、そのとおりにやられていくかどうかということの指導は、担当課ですということでございます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

失礼しました。そやけど、今、私の心配するのは、この補助金をいただいて、今はちょっと同僚議員にお話を聞いてんけれども、たしか、5年ぐらい、こういう時間的な余裕があると。しかし、5年の間にうまいこといかなんだときには、白浜町もやっぱり、それなりのことを考えてやるのかということを知りたいだけで。

というのは、5年過ぎてあかなんだら、また国に対して、白浜町からよろしく頼みますというふうに、言うたら、上に向かってお願いをするのか。それでもあかんと言われたら、白浜町はどうしようと、こういうふうに考えるのか。その辺の考え方というのだけ、ちょっと聞きたかったんです。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

あくまでも新規就農者でございますから、例えば、4年後にあかなんだら、今度出すということではない。ただし、こういう第一次産業にかかわることについては、今は国制度によるものですが、町としても、そういう面については考えていかなければならないと。それは今後の検討課題ということになると思います。

○議 長

1 番 溝口君

○1 番

今、副町長の答弁を聞いておりましたら、新規の参入と。ほかに専業農家におきましては、つくる田畑の反別に応じての、そういった国庫補助金も多分あったかと思うのですけれども。私、てっきりそのことかなと思って、ご質問したかったなと思っていました。今、聞きましたら、新規となっておりますけれども、それでしたら、新規にやる場合の作物の耕作面積というか、最低、通常、我々農業従事者がいう、何反以上とか、1町以上とか、そこら辺の面積的な基準は、そこら辺のところはどうなっているのか、すみませんが、教えてもらえませんか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

花の場合は1反以上で、米の場合は3反以上という。そして、その他作物によって、変わってくるということです。

○議 長

1 番 溝口君

○1 番

花の場合でありましたら1反と。そして、普通の米作ですか、米作でしたら3反となりましたら、これ、あくまで対象は新規でありますか。それとも現状、水田をつくっておられて、ご高齢の方がもうちょっと自分ところでようつくらんから、うちとこと合わせたら3反、4反あるから、これ、つくってもらわれへんかと。そういった場合は、丸きり関係なくして、あくまで新規に農業をする方の、そういった対象の補助金なんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

溝口議員、先ほど、面積による決まりということで申し上げましたけれども、面積による決まりというのは、特にないということで訂正を申し上げます。

要は、農業によって収益を得る、経営をできるというふうな新規就農者を対象とする事業であるということです。

○議 長

1 番 溝口君

○1 番

先ほど、玉置議員の答弁に、人数がたしか何名、何名と、そういうふうな答弁があったと思うのですけれども。いま一度、その申請されている方の人数、そしてまた、それを今、花の栽培で新規に、そういった形の花弁栽培をやりたいという方は何名か。あと、それ以外の米作になるのか、あとまた米作のそういった以外の作物の栽培をしたいんやというような方の申請が何名いらっしゃるかというのを、まずもう一度教えてもらえませんか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

今ちょっと手持ちでは、どういう作物というのは持っていないんですけれども、現在、4名の方がおられます。その4名の方は年間150万円ということで、あと、1世帯がおります。4名の方については150万が年間ですけれども、その1世帯については年間225万円ということでもあります。

今回、この補正を上げている分については、来年の次年度の4名の方の150万円で、600万円と、あと、225万円の半分ということで、1世帯に1を掛けて112万5,000円で合計712万5,000円ということになっております。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

もう一度、くどいようでございますけれども、これは全く農業を経験されてらっしゃらない、全くの新規にそういった花卉栽培であるとか、水田耕作であるとか、あと、もしくはそういった農作物をこう、そういった農業をしたいと。まるきりの新規の方の対象なんですか。その点だけ、まず1点、お伺いします。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

新規でございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

それと、先ほど、そういった面積的な比率配分というのはどうかとありましたが、最初は花ですと1反とかどうこうおっしゃいましたけど、すぐまた訂正で、そういった面積配分はないと、そういうふうな答弁でありました。それならば、どういうふうに、この方の補助金の配分というのを、配分基準です。例えば、花卉栽培だったら幾ら、水稻栽培だったら幾ら、あと、違う農作物だったら幾らと、そういうふうな形で補助金の金額を決められているのですか。よくわかるのが大体、基準になるのだったら、これぐらいの農地面積だからこうやというような決め方やったらわかるんですけれども、先ほどたしか、農地の面積には関係ないというふうな答弁だったんですけれども、そこら辺、再度お聞きしたいのですけれども。先ほどの答弁では配分基準はないというような、そういった答弁だったと思うのですけれども。

○議 長

休憩します。

(休憩 13時40分 再開 13時43分)

○議 長

再開します。

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

溝口議員のおっしゃられるような、花とか、単に稲をつくるとか、そういった縛りはないということで。あと、縛りになるのは、年間250万円以上の経営計画を立てなければならぬと。250万円は収益が上がるような稲をつくって、稲やったら、そういう収益が上が

るのやったら、何反以上というのは大体わかるかな、それで、花やったら、総収入って何反で上がるかなということで、それでいろいろ書いてもらって、250万以上の収益が上がるような計画を立ててもらおう。それで、県で承認してもらったらいけますということで、これについては、承認いただければ5年間の経営計画を出すんですけども、5年後には農家は自立できるように努力しているということで、計画が順調に履行されているかは指導するということで、補助金は打ち切られないということです。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

今1点、ご確認しました。そうしましたら、経営計画を出していただいた中で、今、所長は収益とおっしゃいましたが、収益ではなくて、総売り上げというのか、そういうふうな形ですね。収益250万円といたら大変なんですけれども、総売り上げというか、そういったことですね、収益ではなくして。どうなんです。純利益かどうかということなんですけど。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

所得ということです。

○議 長

休憩します。

(休憩 13時46分 再開 13時47分)

○議 長

再開します。

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

これについては、250万の計画というのは、5年後に250万円以上の計画を出してくださいということです。だから今、250万所得がある人では当然ありません。5年後には250万以上の計画を出してくださいという。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

といましたら、最初のスタートの時点では、5年後に250万円の総売り上げというか、作物の今、所長が収益と申しましたが、私、会計は詳しくないのでわからんですけれども。収益と言いましたら、普通、売り上げに対して、いろんな必要経費を引いた分だと私は解釈したんですけど、じゃなしに、総売り上げのことをおっしゃっているのか。

それともう1点、5年後に250万円以上という計画表を出しというのは、5年後でしょう。5年後に250万円いくまで、例えば、4年後で出しておいても、その間は、こういった補助金が出るわけでしょう。そういった形の農業支援については、こんな形で新規参入のこういった青年の方が取り組んでいただけるというのは、まことにありがたい、そんな制度でありますけれども、一步間違えれば、解釈を間違えればばらまき補助金みたいな形にもな

るわけです。

それでしたら、まだ專業で頑張ってもらっちゃるそういった農家の方も、ほかにもたくさんいらっしゃいますので、これは国の制度でありますけれども。そこら辺の現状をいま一度、町としても精査をして、同じこのことに取り組むのであれば、もう少し発展性のあるような形で取り組んでいただけたらと思うのですけれども。いま一度、ちょっとそこら辺の、今の所長の説明で、私、まだ理解できない点があるのですけれども。

5年後に250万円以上の総売り上げというのか、作物売り上げの計画書を出していただいた方に補助金を出すと。そしたら、3年目でも、やっぱりやめても、3年間の、これは毎年毎年もらえる補助金だというふうに思うわけですけれども、その方が、例えば、2年目で150万、150万、計300万もらって、そういった農業に取り組んだと。しかし、やっぱりとても、これ以上やっても、これはようせんなど。しかし、計画では5年後に250万円以上の計画書を提出して、補助金をもらうわけですから、そしたら、そういった途中でやめた場合において、補助金の返還義務とか、そんなのもしやいましたら、もらいっぱなしの、そういったたぐいの補助金になるわけですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

先ほどの収益ということなんですけれども、売り上げ引くことの必要経費ということで、所得ということです。それと、途中でやめたら補助金返還ということなんですけれども、途中でやめても補助金の返還ということはありません。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

私も專業農家で、一応、職業欄には農業と、選挙の際には職業欄にはそういった形で書かせていただいております。私の農業といたしましても、私のところは米作農家でありますけれども、年1回の。

今、所長がおっしゃいましたように、必要経費を除いた純然たる収益というような形で、私の観念から言いましたら、250万円の収益を残すことを思いましたら、かなりの面積が要って、取り組んでいただくのが大変、農業普及において、高齢化を迎えて耕作放棄地がふえていく中で、ありがたい話ではあるのですけれども、あまりにもハードルが高過ぎて、この制度が私は続くとは思えないと。総売り上げの250万だったら、わかるんですよ。売上高の。今、所長、おっしゃったように収益250万といたしましたら、かなりの売り上げをしていかないと、なかなか昨今の白浜町を取り巻く、そういった農業において、収益性はなかなか難しいと。そこら辺の検証をして、新規参入の方には上から冷や水ではないですけど、現状、今の農業収益、今のここら辺の小規模農家の実態を、やはり、そこら辺はご説明をちゃんとして、それぐらいの覚悟があるのかないのかと、そういった行政的な指導というのか、そういったアドバイス、やっぱりそれはされるべきではないんですか。

ただ、計画書が上がってきて、5年後の250万円以上の計画書を提出してくださいと。それだったら、これだけの補助金が出ますと。それはそれで取り組んでいただくのは、同じ農業に少しでも携わっている人間としたら、そういった青年の方がふえるというのは、本当

に心強い限りではあるのですけれども、余りにも計画がずさん過ぎるのではないかなと、そのような懸念をするのですけれども、今後、農林課において、そこら辺の青年に対して、あくまで新規とおっしゃいましたので。ですから、今のここの収益性の計画はわかりますけれども、やっぱり指導というのか、現実はまだ少し、そういった方々にはヒアリングというのか、行政的にはアドバイスはすべきではないかと思うのですけれども、その点についてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

私も、農業の関係については、お米をつくっている関係もあるのですけれども、お米については、収益というのは上がらないと。それで、今回もこの申請に上がってくるのは、やっぱりハウスをつくって、ハウスの中で花を栽培するとか、そういうことで収益を上げていくという方が多いです。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

すみません、何度も。いずれにしましても、こういうふうな形で、青年層の若い方が、そういった形でこういった農業に携わって何とか頑張って、一本立ちをやっていくと。それでうまく行けばいいと。うまく行けばと思うわけでありませう。

今の所長のお答えでは、主にハウス栽培のほうが収益性が高いから、現状では、そういった形の申請の方が多いのでしょう。ですから、今後、これがもしうまく、そういった方がいくようでありましたら、これから高齢化を迎えてそういった耕作放棄地であるとか、いろんなそういった田畑のご紹介とか、当然、同じ農業をやっていたら、同じまた、農業者のそういった方々との交流で、ここの方が、ようつくらんから、どうやとか、そんな話も多分、その方々には入るかと思えますけれども。行政は行政として、やはり、今の白浜町の耕作放棄地であるとか、将来的にも高齢化を迎える中で、調査をして、そろそろこの付近のこういったところの、面積的に耕作放棄地がふえてきそうと、そんな情報をいち早くやはり行政としてつかんで、こういった形で頑張って、最後まで頑張るような、こういった青年に、そんな情報も随時提供ができるような、そういった体制を組んでいただいて、少しでも農業の推進に役立つような、そんな生の情報を伝えていっていただきたいなど、そのように提言をして、終了したいと思います。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

もう1回確認したいのですけれども、一応、これ、新規ということですよ。新規ということの中で、先ほどの補助金の補助額の金額からしたら、150万、年間あるという格好の答弁だったと思うのですけれども。それは始めたとき1回きりなんですか。それともあと、毎年、何年か、5年計画の中で、5年目に250万ほどの所得を上げるということになるんだとしたら、この年150万の補助金というのが2年、3年ともらっていけるのか、いけないのかということについてはどうなんでしょうか。

○議 長
番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）
これ、5年間補助金はいただけるということです。

○議 長
2番 三倉君

○2 番
そしたら、今回上がっている712万5,000円の金額の中で、4名の方が150万ですかということは新規にするからと言ったら、今後、この方らについては、ずっとこういう形で、今、この1世帯の分も含めて715万、最低でも715万というのは、今後5年間はこういう形で予算計上されてくるというふうに解釈したらよろしいわけですね。

○議 長
番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）
5年間に限り、毎年こういうこと、補助金がおりてくるということです。

○議 長
12番 南君

○12 番
ちょっと2点、お聞きします。

まず、5ページの継続費なんですけど、白浜第一小学校。総額で14億5,933万4,000円と出ていますけれども、この総額というのは、耐震診断とか基本設計、あるいはまた、施工の監督というんですか、解体とかプレハブともろもろありますけど、そういうのを全部含めての金額なんでしょうか。

それともう1点、次のページなんですけど、6ページの観光に、テニスコートの駐車場整備事業、繰越明許費ですけれども。例えば、この若もの広場のところから、玉突きでいろいろ中学校のフェンスであったり、あるいは田野井のほうへ若もの広場をまたつくとか、いろいろありそうなんですけれども。一応、若もの広場をどけて、これですべてテニスコート関係は、ほかには計画はないですね。これですべて終わりですね。その2点、ちょっとお聞きします。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）
この14億5,933万4,000円の中には、設計の分、設計はあくまでも平成25年度で行っておりますので、設計は含まれてございません。それ以外の本体の工事費、屋内運動場の耐震改修費、それから電気・機械の施設整備費、そういうもろもろを含めた金額がこの金額ということになってございます。

○議 長
番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）
このテニスコート関連で駐車場は最後かということで、大きな事業については、この事業

で、一応、テニスコートの関連ということになります。ただし、テニスコートは新たにつくりまして、今、しているわけなんですけど、その中で、防砂ネット等、いろいろテニス関係からも要望等がありまして、その辺の修繕等については、多少、出てくる予定にしております。

○議 長

12番 南君

○12番

小学校のことなんですけど、そしたら、25年度というのか、とにかくこの小学校に関しては、以前、25年度も含めて、総額どのぐらいになっているのですか、プラスこれに。わかりにくいですか。結局、何でもそうですけど、1つのことに対して、普通総額と言ったら、やっぱり何もかも全部含めてくるでしょう。どうも役所の言葉というのですか、総額と言ったって、これ別や、あれ別やとよく出てきますので。

たしかに年度では、この3年度ではこの総額になってきますけれども、それ以外のことも聞いているんです。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外(教育次長)

この第2表の継続費につきましては、あくまでも3カ年の総額というとらえ方でお願いしたいと考えております。25年の設計につきましては、ちょっと申しわけないのですが、今、手元には。

○議 長

12番 南君

○12番

結局、この3カ年の継続の総額ということで、理解しといたらいいということなんです。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外(教育次長)

そのとおりでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11番

16ページの項で、農林水産業の災害復旧の中の漁港施設災害復旧工事。これが現年度補助金補助の災害ですか。これ、800万ほど、繰り越しされるとあると思うのです。この災害復旧のこの工事の内容は、湯崎の浮き桟橋のことですか。その辺、ちょっとお聞きしたい。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外(農林水産課長)

この湯崎漁港災害復旧に835万5,000円については、主に湯崎地区、突堤災害復旧工事ということの消波ブロック、今、12トンの防波堤のほうになります。その入札の差金ということで、差額ということで、減額ということです。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

入札の差額ということは、災害の復旧工事は3月末ですべて終わっているんですか、終わるのですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

これについては、ちょっと3月末というのは困難な状況であります。繰り越しをお願いしたいところです。

6ページなんですけれども、11番で災害復旧、農林水産業施設災害復旧補助災害ということで、2,471万1,000円、ここへ入れてございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

繰越明許で2,400万が入っています。そして、差額で800万、入ってますね。これ、工事はまだ終わってないと。年度末に終わらせられないと。ということは、私、12月にも質問もさせていただきましたけれども、これ、欠陥工事。これは補助がおりたら一緒にさせてもらいますという話でお聞きしてますね。その中で、そうすることによって、この災害復旧と、これが延びているということは、欠陥工事の工事も延びるということですね。

これはいつから始まって、いつで終わらすつもりですか。それをお聞きしたいです。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

浮き栈橋につきましては、1月26日に契約したところですが、材料等の関係で今現在、部材等の工場製作を行っておるところでございます。4月末まで部材等にかかる予定で、5月には部材の補修と杭の補修等で、5月末には災害復旧完成する予定ですので、それまでに完成したいと思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

最初、私、お聞きしたのが、年度末までに災害復旧と、欠陥工事は終わるということでお聞きしてたんです。その後、ちょっと業者のほうから、材料関係か、職員の対応ができなかったのか、その事情はわかりませんが、4月にさせてくれと。4月いっぱいまでという返事をお聞きしているのです。

そんな中で4月となれば、あの浮き栈橋、あれ、観光と関係するんです。ダイビングをやっているんです。内側のほうの栈橋は使っているんです。そこへもってきて、あの大々的な工事。これ、欠陥工事は大きくなりますね、あれ。あの栈橋は使えないようになりますよ。

だから、そんな関係で、ゴールデンウィークも重なる。この白浜の一番稼ぎ時に、あの工事が可能かなということで、私、お聞きしてるんですけれども、その辺の返事はまだいただ

いてないし、その辺の工事業者ととの打ち合わせはどういうふうになっているんですか。お聞かせください。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

今のところ、まだ私としては、まだ業者とは打ち合わせとかはちょっとできておりません。5月末までを完成に考えておるところでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

そういう答弁をいただくと、これ、去年の4月からもう丸1年。5月の末となれば1年超すんです。これ、指摘させてもらって、業者ともすぐ対応できる課題なんですよ。本来なら、去年度中にでもできるんですよ、業者を呼び出して。それがなぜ、これ1年、また1年過ぎてから口頭でしか、こういう返事ができない。

これ、工事といったら、やっぱり計画されて、工程表をつくって、いつから始まって、いついつには完了します。最終的には検査を受けますと、これも再三再四、私、言ってるんですけども、これが当たり前なんです。

それが今の所長のご答弁では、そんな言葉だけで信用せよと言われたところで、これ、町民感情としては、納得できないんですよ。だから、きちっとした計画を出してくださいよ。そうでなかったら、これ、業者と打ち合わせできていないという、今、返事ですけれども、いまだに業者と打ち合わせできてないというのは、私、信じられないんですよ。

そしたら、3月のときに、3月末で終わりますという返事は何で来たのかなど。何の裏づけもなしに、3月末にやりますよと、私に返事いただいたのか。そしてまた、改めてまた、これ、4月いっぱい。そしてまた、きょうは5月いっぱいという。聞くたびに1カ月ずつ延びているんです、これ。

こんな答弁で行政側はずっとやるんですか。町民としては納得いかないですね、これ。本当にまじめに業者と打ち合わせしているんですか。それとも業者はそっぽ向いているんですか。そっぽ向いてるから、よう対応しないんですか。その辺、ちょっときちっと答弁してもらわなったら困る。1年以上待ってるんよ。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

当初、災害入札時には、施工する段階においては、船が入ってくるというふうに思っておりましたが、今また業者が、部材の製作に時間がかかるということで、実際に現場に入っていないような状態の中で、話というのは進めるということではちょっとできていなくて、入る前に、当然、打ち合わせとかその辺したいなということで、入る前のちょっとできてなかったということでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

今、所長の答弁、お聞きしているけど、その部材。災害復旧の部材、これ、浮き栈橋の接続部分ですね、これ。浮き栈橋そっくり用意するんじゃないですよ。あの既成のまま、あれ、つなぐんでしょう。

そして、あれ、欠陥工事については、部材、そんな大層な部材要りませんよ。ステンレスのボルトでいいですよ。ステンレスのかましの台があったらいいんですよ。その材料は入りませんかとかいう答弁を今されると、おたくの答弁、全然真実味がない。信用できない。まさに業者と打ち合わせできてない。できてないでしょう、それ。できてないから、そういう答弁になるんでしょう。何とも、心が痛んでくるんよ、これ。しょっちゅうこないして言わんならん、これ。1年間、こればかり言うてたわけです。何とかならんかな。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副町長)

担当課長は、業者との打ち合わせができていないというふうな答弁申し上げましたけれども、担当の技術職員は業者との打ち合わせはしているというふうに考えてございます。というのは、今、所長、申し上げましたとおり、工程で完成が5月30日ということを答弁いたしましたから、そういう意味では担当技術者は業者との打ち合わせはできているというふうに、再度確認いたしますけれども、そういうふうになっていると思います。

○議 長

12番 南君

○12 番

古久保議員が先ほどから欠陥工事、欠陥工事と言っておられますし、12月の議会広報にも古久保議員の発言が載っていました。そのときも欠陥工事が明らかになったとか、もろもろ載っていましたが、それに対して、町はひとつも欠陥工事を認めているのか、認めていないのか、そういうのはひとつも出てきてないんです。

それで、今回も、災害復旧工事なのか、欠陥工事を直すなのか、それもひとつも言及されておられません。欠陥工事であれば、当然、向こうが、業者のほうの責任になってきますし、その点、どうでしょうか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副町長)

古久保議員さんから欠陥工事というふうなご発言があるんですけども、この前にもご答弁させていただいたとおり、災害復旧工事と一緒にやるということで、業者がいわゆるステンをつけていなかったということが、業者責任であるというふうなことを認めましたので、それは業者が自費でこれはするというふうなお話にはなっております。これは前にご答弁させていただいたとおりでございます。

ただ、それが欠陥工事というふうな表現に当たるのかどうかというのは、ボルトの素材を間違えたというのですか、アルミ製の、ステンレス製のものにしなかったということだけでございますので、それが欠陥工事に当たるのかどうかというところは、ちょっと町としても、それを欠陥工事であるというふうに認めるというのも、ちょっと難しいところがあるのかなというふうに判断しますが。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

今初めて、副町長、欠陥工事でないと。そういう意味ですね。私、2回質問したときには、そういう答えは出なかったですね。あれ、欠陥以外に何ですか。一部、あの湯崎の漁港の中で、あの栈橋のところで一部ステンレスを使って、きちっと仕事をしている場所があるんですよ、同じ場所で。一部以上のものが鉄を使って、鉄のボルトを使って、鉄の板を使って、さびが垂れてきている。これを欠陥と言わなんたら、どない言うんですか。欠陥じゃないんですか、これ。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

あそこの工事につきましては、2回に分かれて工事がされていると思います。一度目の最初の工事につきましては、たしかボルトは鉄のままでさびが出ていると思います。片方はステンでされてたと。それで、最初のほうは、仕様書にステンとうたってなかったという部分を、ちょっと聞いたことがあります。その中で業者が鉄のボルトでやったと。それであいう状態が起きたので、2回目につきましてはあかんぞと、すぐ仕様書の中でステンのボルトということで、ステンのボルトにかえておったと。私、直接やってませんが、そういうふうにお聞きしております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

建設課長、その話もきょう初めて聞いたな。だから、最初の工事、2回やったという工事、今、私初めて聞いたんやけれども。それは前回、聞き過ぎたかもわかりません。過ぎたのやったらごめんなさいやけど。そのときに、私は聞いたときに答弁してもらわなかった。今みたいな答弁を。それは農林課とも、最初に見つけたときには農林課とも県の職員さんも来られて、仕様書があって、仕様書に基づいてやられたのですかという形、私、打ち合わせしましたね。そのときに、具体的な仕様書が出てこなんだ。だから言っているんですよ。

だから、最初からそういう流れであれば、私も言いません。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

議員ご質問したときには、僕も確定してそういうのをちょっと調べてなかったもので、それで後で現場も見、今やっとなかったというのもあるんです。そこで担当課と、これ、違うやないか、これ、おかしいなという話はしてないので。僕はいろいろ現場を見た感じの中で、そんな感じがすると言ったらおかしいんですけど。

最初、その後、担当にも聞いたんですけど、仕様書に確かにステンとはうたってなかったと思います。それで、2回目のやつはステンでうたわなあかんというようなことも。ちょっと昔の、ちょっと前のことなので、はっきりした記憶がなかったの、自信がなかったの、答弁できなかったのです。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

これ、一応、大きなお金を投資して、ああいうもの使ってつくっているんです。これ、再三言うてるように、町民の財産です。将来に残る財産なんです。だから、言っているんです。だから、最初の基本的なところ、農林水産課と設計の方と県の方と呼んで、どうなっているんだ。現場も行って、これはどうやということを突き詰めて、具体的な今の答えみたいなことが出てこなかった。

最初はこの仕様書でいきましたから、これは仕方ないんです。これは県の責任で何とか直させますよというのであれば、納得いきますよ。ほんで、後のほうの、2回目の仕様書でこういうきちとした工事ができているんですという説明してくれれば納得しますよ。そうじゃなかったんですよ。農林課のほうも、その辺はようわかっていると思いますよ。

だから、役場で図面を全部ひっくり出して、私、見させてもらいました。具体的な仕様書がないんです。特記仕様もないんです。その中で一部、図面の中に部分的にボルトの指示しているところ、これ、サス何ぼというふうな形で書いている。それはありました、部分的に。だけど、きちとした仕様書はなかった。だから聞いている。

だから、あれは2回に分けてというのは、私は今、きょう初めて聞いたから、そしたら仕方ないなと思うよ。だから、その辺、後から、これ、何回か質問してから出てきたら、何か私、ごまかされているのかなと思う。また言葉が悪いと怒られるか知らんけれども。何かそういう繕いだけで返事されると、今まで私、一般質問でもあれだけ必死になって聞いたんですよ。そのときに具体的に農林課のほうも答えてもらってない。副町長が今になってそんなことを言われた。この場でそういうことを言われる。ほんなら、私が聞いたことはまるでちんぷんかんぷんのことを聞いたのかな、この議会で、議場で。ああいう答弁されたら、私、困るな。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

私も最終、最近、終わってから大体、ちょっと見て気づいたことなので、その時点では確信もありませんし、その細かい仕様書から工事の設計にも入ってませんので、そのときはちょっと自信がなかったもので言えなかったもので、申しわけございませんでした。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

最後ですけれども、これ、補正予算ですけど。その辺、工事、工程表。これはやっぱりきちっと示してもらわなんたら。私だけやないですよ。これ、議会へ出してもらいたいです、きちっと。欠陥工事として認めないんやったら、認めない理由をきちっと書いてくださいよ。これ、一遍、この議事録あけて、私が副町長のあの答弁は気に入らんから、一遍、きちっと精査させてもらいたい。後でも話させてもらいたい。欠陥工事やないという形で、あなた、認めてんからな。

○議 長

番外 副町長 林君

○番外（副町長）

欠陥工事はないと断言はしておりません。その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長

11番 古久保君

○11番

私はそうとらえたので、後、議事録によって判断させていただきます。

○議長

このことについては、やはり、計画書をきちっと上げて、また、議会にも上げていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2番 三倉君

○2番

思うのですけれども、今、農林課長から答弁いただいているわけですよね。それで、あと、古久保議員からは、一応、計画書なるものの提出を求めているわけですよね。その提出について、返事をもらっていないんですけども、その辺、どうなのかということ。

それから、少し余談なことになるかもわかりませんが、農林課長は今年度で退職されるわけですよね。そういうように仄聞しているわけなんですけれども。だから、自分がそこでおろうとしても、定年制というのがあります。それからすれば、農林課長はあと20日ないぐらいの在職期間になるわけです。そういうような形の中で、今回この明許繰越で上がっていて、そういうふうな事業を進めて行く中で、やっぱり事務の引き継ぎなり、その辺をきちっとしてもらいたいなというのも1つ思うわけでありますけれども、その辺、いかがですか。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

三倉議員、おっしゃられるとおり、3月末で退職をするので、事務の引き継ぎはしっかりしていきます。

○議長

2番 三倉君

○2番

それで、今、古久保議員の質問をとったような形で申しわけないんですけど、やっぱり計画書なり、そういう形のものというのは、お示しいただけるわけですね。

○議長

先ほど言いましたように、議会に提出をしていただきたいと要望しておりますので、その点、よろしくをお願いします。

8番 楠本君

○8番

議案書の13ページ、一番初めの款、総務費、総務管理費のふるさと応援基金積立金650万ですが、この部分について、地方紙においても近隣のふるさとの産品についてのことが、論評されておりました。白浜町においては、クエやとか伊勢エビとか、そういう部分につい

では、かなりはけているというような論評を聞いたのですけれども、あと、このふるさととの応援基金については、例年の見通し、だんだんふえてきているのか、それと、今後、何かクエ、伊勢エビのほかに、何か考えているのか。その点について、お聞かせ願いたい。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

ふるさと白浜応援寄附金なのですが、2月末現在で964万3,000円入ってございます。25年度の決算でいきますと、給付額は264万でしたので、3倍強寄附金はふえてございます。

それと、お礼に送っている産物なのですが、伊勢エビ、それからクエのセットが大変人気でしたけれども、やっぱり数量に限定がございましたので、そのほかの地ビールであるとか、宿泊助成券であるとか、そういう希望もございます。

来年度に向けては、26年度の希望の結果を見て、また新たな産品ということで、町内いろいろ見てみまして、追加というか入れかえというか、やっていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

3倍強になってきたということで、大変ありがたいなというふうに思いますし、ふるさとを思う出身者の皆さん方に感謝申し上げようと思うわけなのですが、伊勢エビ、またクエという分と、地ビール、宿泊券もあるんですけども、こういう部分についての意向調査というのですか。そこらについては、今後検討していくんだろうと思いますけれども、いかがなんでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

意向調査、寄附金の申し出をいただいたときに、メニューを表示しまして、どの商品希望というところに丸をしていただいて、その商品を送っていておりますので、そのデータが意向調査の結果になると思います。

その結果を見まして、先ほど言いましたように商品の入れかえであるとか、新しい産品というのをその中へ入れていきたいと考えております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

関連です。964万3,000円。これ、ふるさと産品のお礼が功を奏したというか、そういうことになるのかな。3倍にもなるという、分析はどうなっているのかなと思います。

それから、件数はどのぐらいの件数があって、それから、この応援基金については、寄附金については、その運用の当初、どういう施策に使いたいというものがあればということをお尋ねしてきたかと思うのですけれども、今はどうなっているのでしょうか、運用について。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

25年度に比べて、寄附金の金額がふえましたのは、やはり、お礼の産品ということの影響が大きいと思います。

それと、件数なんです、26年度この2月末現在で964万3,000円と申しましたけれども、件数は306件でございます。それと、いただいた寄附金は現在のところ基金に積んで、ほかの基金と同様に運用をしております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

15ページです。土木費の中で、急傾斜地崩壊対策費、これが215万、県費の補助金で上がっているのですけれども、これはその場所はどこなのかということと、それからまだまだこういうふうな急傾斜の対策地があるのかということと、それから、この予算の計上の中で、一般財源で225万上がっていて、その他の財源でマイナスの10万と上がっている。こういう方法をとっている理由についてと、お尋ねしたいと。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

これは以前にも全員協議会で説明させていただきました。バラードの堅田高山地区災害緊急がけ崩れ対策工事として、県工事で実施していただいております。これは昔でいう特別急傾斜と災害を併合した事業でございます。その中で、災害が起こったものを改修すると、保護する、直していくという事業であります。その負担金として、215万を予定しております。

そして、このマイナスの分につきましては、これ、当初、全体の急傾斜事業、日置の上露、そして笠甫の予定をしておりました。しかし、笠甫のこの急傾斜に新たな事業として、笠甫の急傾斜は津波避難階段設置という新規モデルを、県でやっていただきました。要するに、その急傾斜には住民の方が避難する階段は、地元負担金をいただいて設置しております。その中で、国道を利用されている方、もし、車をそこにとめて逃げなあかんとときに、その国道の横に急傾斜に上れる階段をモデルとして実施して。それにつきまして、当初、うちのほうでも地元負担金ということで上げていたんですけど、やっぱり、利用されている方が国道利用者だということで、その負担金は地元なしということでさせていただいたところがございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第31号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 14 時 34 分 再開 15 時 34 分)

○議 長

再開します。

先ほどの議案第31号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第9号)議定についての南議員の質疑に対して、教育次長から答弁がありますので、これを許可します。

番外 教育次長 寺脇君

○番 外(教育次長)

申しわけございません。ご質問をいただいております白浜第一小学校建設事業の総額でございます。

まず、当初予定しておりました校舎耐震改修工事を改築に変更したことによる設計委託料、これ、出来高でお支払いしておりますが、これが426万6,150円。それから、耐力度調査委託料といたしまして367万5,000円。それから、地質調査委託料、ボーリング調査でございますが、これが273万7,350円。それから、校舎、新たな改築に係る設計委託料が2,268万円。それから、建築確認の申請手数料としまして14万6,000円。これらの合計が3,350万4,500円。先ほどの26から28年度の継続費総額と合わせまして、14億9,283万8,500円となります。

以上でございます。

○議 長

資料の配付をお願いします。

(資料配付)

○議 長

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

当局より追加議案として、議案第47号から議案第50号が提出されました。

これらの案件につきましては、日程に追加して審議をお願いすることになりましたので、ご了承をお願いします。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどお願いいたします。

ただいま当局より追加議案として、議案第47号から議案第50号の4件が提出されました。

これらを日程に追加して、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思

いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第50号の4件は日程に追加し、直ちに議題にすることにいたします。

-
- | | | | |
|------|---------|--------|-------------------------|
| (30) | 追加日程第33 | 議案第47号 | 白浜町教育委員会委員の任命について |
| | 追加日程第34 | 議案第48号 | 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| | 追加日程第35 | 議案第49号 | 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| | 追加日程第36 | 議案第50号 | 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について |

○議 長

追加日程第33 議案第47号 白浜町教育委員会委員の任命についてから追加日程第36 議案第50号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番外(町長)

本日、新たにご審議をお願いいたします議案第47号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書に基づき、説明した。

尾崎氏の任命につきまして、ご同意いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

ご審議をお願いいたします議案第48号から議案第50号までの提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書に基づき説明した。

日高氏、堅田氏、三角氏の選任につきまして、ご同意いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長

追加日程第33 議案第47号 白浜町教育委員会委員の任命について、質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第47号は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第34 議案第48号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について、追加日程第35 議案第49号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について、追加日程第36 議案第50号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3件に対する質疑を一括して行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

議案第48号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第48号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第49号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第49号は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第50号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第50号は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は3月20日金曜日定刻10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

次回は3月20日金曜日、定刻10時に開会いたします。

なお、3月16日月曜日から、予算審査特別委員会が予定をされていますので、よろしくお願いたします。また、予算審査特別委員会の開会時間は、午前9時30分からとなっていますので、お間違えのないようお願いいたします。

本日は大変、ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、15時46分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 3 月 13 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員